



一千八百七十八年九月二十八日發行倫敦「エゴノミス」新聞抄譯
 英銀行條例ノ利害及ヒ其割引ノ割合ノ變化ニタル所以ヲ論ス



4194



114
A1168



大正十一年四月
侯爵郵寄贈

峯源次郎譯

抄譯

百七十八年九月二十八日發行倫敦「エコノミスト」新聞

英銀行條例ノ利害及ニ其割引ノ割合ノ変化シタル所以
ヲ論ス

余輩ガ曾テ掲載シタル「トムソン、ハンキー」氏ノ投書ハ千八百四
十四年及ニ千八百四十五年ニ於テ決議シタル銀行條例ノ目的
トスル所ノ一事項ニ就テノ論議ナリ

然レテ其論議タルヤ即チ該事項ノ為ニ英國銀行紙幣ヲシテ十
分ニ貨幣ニ変化マシムルヲ阻礙妨害スルニ至ルノ状勢ナリ
シト云フコトナリ

余輩ハ今茲ニ該論議ノ外ニ他ノ利害ニ就テ論セントス
ロベルト・ピール氏ガ千八百四十七年ニ於テ該銀行條例ノ一時

目録

停止ヲ許可スル所ノ大蔵省達書ニ付テ論セシメテアリ
曰ク該達書ノ目的トスル所之レヲ類別スレバ三箇ナリ

其第一ノ目的

「バミツク及ヒ」コンフェーションヲ未然ニ防禦スルモノ是レナ
リ

其第二ノ目的

銀行紙幣ヲシテ貨幣ニ変換スルヲ得セシムルモノ是レナリ

其第三ノ目的

銀行紙幣ノ発行ヲ限制スルモノ是レナリ
右三條ノ目的中第一ノ目的ハ逆モ該銀行條例ノカノ達スルヲ
得ベカラザルハ能ク人ク知ル所ナリ
如何トナレバ「バニツク」ヲ未然ニ防禦スルハ國會ノ議決ニ出タ
ル條例ノ得テ之レヲ如何トモスル能ハザル所ナレバナリ

然レ其第二ノ目的ハ必ス該銀行條例ヲ以テ十分之レガ規制ヲ
為スヲ得ベキナリト余輩ハ信スレバ復タ喋々スルヲ須ヒス
故ニ余輩ノ今茲ニ聊カ陳述スル所ハアラント欲スルモノハ第三
ノ目的ニ就テ生セシ所ノ結果タル利害是レナリ
スコットランド及ヒ「アイ」ランド銀行ニ関シテ制定シタル千
八百四十五年ノ銀行條例ノ中ニ一個ノ箇条アリ
即チ該兩銀行ニ於テ紙幣ヲ発行スルニ當リテ之レニ應シテ利
換ナルノ貨幣ヲ有スルハ其銀行條例上許可シタル發行高ヲ
越ヘテ発行スルヲ許可スルノ箇条是レナリ
此條例ハ確實証明ナル改革ニ基根シテ議定シタルモノナルガ
故ニ其實地ニ應ズルヲ宣テ得バ或ハ大ニ利益トナルベキ
ヲ得ルニ至ラン
其故如何トナレバ「スコットランド」ノ銀行ハ該條例ノ為ニ貨幣

ヲ非常ニ準備セザルヲ得ザルニ至レバナリ是レ即チ該スコツ
トランド銀行ニシテ甚タ好ムベキナリ
サレバスコツトランドノ銀行ハ該條例ニ從テ其條例上許可ス
ル所ノ高ヲ越ヘテ紙幣ヲ發行シ是レニ應スルノ貨幣ヲ容易ニ準
備スルヲ得ルト名ヘテ其影響英國銀行ニ波及シ英國銀行ノ準
備金ハ之レガ為ニ定時ニ科出サルニ至レリ
英國銀行ハ夙ニ此影響アルヲ領知セリ茲ヲ以テ上文ニ論レタ
ル「ロベルト・ポール」氏ノ銀行條例主義ニ付テ論セラレタル時ヨ
リ十年ヲ過ギスレテ即チ千八百五十六年ニ於テ租稅院議長官
「ジョー・シール」氏ハ該英國銀行條例ノ利害及ビ其實地ニ應
用スル經驗ニ付テ英國銀行長及ビ其支配人ノ意見ヲ訊問セラ
レタリ
但シスコツトランド銀行紙幣發行ノ其條例上許可スル所

ノ定限ヲ越ユルハ即チ「ロウ」氏ノ「五月十五日」及
「十一月十一日」ノ頃ニ於テ英國銀行ヨリ其
準備金ヲ引出スノ總額ハ既ニ該英國銀行支配人ハノ能リ
知ル所トナレリ
然ルニ千八百五十七年ニ於テ該英國銀行ノ長「タリ」ウエダリ
「シ」氏ガ右ノ主義ニ付テ左ノ意見ヲ述テ以テ租稅院議長ニ答
辭ヲ為サレタルヲ見ル其答辭ニ曰リ
定時ニ於テスコツトランド及ビ「アイルランド」ノ銀行ヨリ非
常ニ貨幣ヲ需要スルコトアリ而シテ其需要タル英國銀行準備金
ヲ刻出シ其影響大ニ英國銀行ノ準備金ニ波及ストイヘテ我英
國銀行ノ力能ク之レヲ制スルコト能ハス復タ如何トモスニカラ
ザルナリ
而シテ年ノ或ル定時ニ於テ殊更ニ秋收後ニアリテ其貨幣ヲ要

大蔵省

スルノ通例増加シテ條例ノ許可セシ約束券發行高ヨリモ超過
スルアルヲ見ルナリ
然リ而シテ其需要ノ過度ノ虞タルヤ處々ノ預ケ銀行ノ預カリ
貨幣ヲ以テ應セザルヲ得ルカ為ニ到底其貨幣ハ英國銀行ノ
準備金ヨリ豫リボサイルヲ得ザルナリ
又々其年代ニ於テ英國銀行ノ支配人ナル「ボナミ」ドブリー「氏」
ト其意見ヲ同シセリ
其故如何トナレバ「ボナミ」ドブリー「氏」ノ曾テ論スル所ヲ見ル
ニ即チ左ノ如シ
曰ク「アイルランド」及ヒ「スコットランド」ノ銀行ヲシテ其條例上許
可スル所ノ發行ヲ越テ其紙幣ヲ發行セシメ之レガ為ニ今日ノ
如ク益々英國銀行ノ準備金ヲ減サスルニ至ルハ益々銀市ノ
困弊ヲ増スニ至ルベシ

此弊害アル所ハ皆是レ準備金ヲ倫ハ紙幣ヲ過度ニ發
行スル主義ノ條例アルガ為メナリ故ニ銀行條例中此箇條ヲ省
クハハ必ス其弊害ヲ去ルヲ得ベキナリ
詎英國銀行條例ノ實地施行スルノ業已ニ二十年ノ經驗ヲ經テ
益々「ウエグリン」氏及ヒ「ドブリー」氏ノ前ニ述ヘタル意見ノ確論
ナルヲテ微認スルニ至レリ
英國銀行ノ課賦スルノ割引ノ割合ハ常ニ其準備金ノ多クニ從
テ變化スルナリ
然ルニ「スコットランド」ノ銀行ノ貨幣ヲ需要スルガ為ニ英國銀
行ノ準備金ニ波及スルノ影響ハ此「スコットランド」ノ貿易ノ隆盛
ニ至ルニ從テ益々甚シトス
數年ノ平均ヲ以テ計算スルニ英國銀行ノ割引ノ割合ハ五月「春」
及ヒ夏ノ或ル他ノ月ニ於テヨリモニ於テ騰貴シ然リ而シテ十

一月年中ノ他ノ月ニ於テヨリモニ於テ最モ騰貴ナリトス
果論者ハ左ノ如ク云フモノアルベシ
曰ク銀行割引ノ割合ノ斯ノ如ク月ニ依リテ差異アル所以ノモ
ノハ或ル自然ニ出タル原由ノ成果ニシテ即テ之レヲ詳明スレ
バ五月及ヒ十一月ニ於テスコットランド銀行ヨリ貨幣需要ノ
増加スルモノハ其ニヶ月ハ一年中ニ於テ貿易取引ノ家モ感隆
ナルキナルガ故ナリ

故ニ又々五月ノ月ニ於テ割引割合ノ騰貴スルモノモ亦々他ナ
シ只此貿易取引ノ繁多ナル徴候トセリト
サレバ銀行割引割合ノ高下ヲ以テ觀ルニ非ザレバ貨幣ノ價格
ヲ知ルハ甚々容易ナラサルガ如シ然リトイヘ氏精密ニ吟味ス
ルハ又々必ラスレモ之レノミニ職由セザルナリ
即チ交換精算所ノ報告表ヲ吟味スルニ五月ニ於テ貿易取引

旺盛ナルヲ觀ザルナリ

故ニ佛蘭西及ヒ日耳曼銀行ノ課賦スル所ノ割引ノ割合ヲ以テ
之レヲ表ニ編纂スルハ則チ五月ノ貿易取引ハ年ノ平均算ニ
於テ稍々下位ニ居ルヲ見ル

而シテ英佛日ノ三銀行ノ課賦シタル割引割合ヲ觀ルハ則チ
十一月ハ貨幣需要ノ稍々旺盛ナル月ナルヲ知ルベシ
然レモ佛蘭西及ヒ日耳曼銀行ノ課賦シタル割合ニ至リテハ他
ノ月モ亦々十一月ト敢テ異ナルナリ英國銀行ニ在テハ其十
一月ニ於テ課賦スルノ割引ノ割合ハ大ニ他ノ月ニ超過シタル
ヲ見ルナリ

千八百四十六年ヨリ千八百七十七年ニ至ルマデノ三十二年
間ニ於テ英佛日ノ三銀行ノ課賦シタル平均算ヲ以テ計算セシ
モノナリ月々ノ割引割合ノ比較ハ則チ左ノ表ヲ視テ領知スベ

キナリ
千八百四十六年ヨ以テ左ノ表ヲ編製スルノ初年ト為シタルモ
ノハ蓋シ該年ハ即チ千八百四十五年ニ於テ製定シタル銀行條
例ヲシテ實際ニ施行應用セシメタルノ初年ナルガ故ヲ以テナ
リ
此種類ノ統計上ノ比較(表ヲスルニ
時ス)ニ由リテハ余輩確實ノ説ヲ為
ス能ハザルナリ
其故如何トナレバ此種類ノ統計上ノ比較ノミヲ以テハ今日ニ
於テ實際ニ生スル弊害ノ原由ヲ尽ク發見スルハ敢テ能ハザル
所ノモタルガ故ナリ
又タ其原由ヲ吟味スルニハ義理ノ貫徹スルハ甚ク重大困難ニ
シテ~~多~~々論過スベキトニ非ス宜シク慎テ丁寧ノ議論ヲ為スヲ
以テ要用トスベキトナリ

然リトイヘ氏千八百四十六年ヨリ今日ニ至タルマデ月毎ニ英
國銀行ノ課賦スル割引ノ割合ヲ精密ニ吟味スルハ即チスコ
ットランド銀行ノ貨幣ヲ需要スルノ勢ハ益々増加スルヲ明コ
ルベシ
此ニ由リテ之レヲ觀ルハ則チ英國銀行ノ準備金ヲ引出スノ
原由ハ蓋シスコットランド銀行ヲシテ過度ニ紙幣發行セバ
從テ貨幣ヲ需要スルニ至ラシムルガ如キ銀行條例アルガ故ナル
ト又タ照々トシテ明ラカナリト云フベキナリ
故ニ千八百四十四年及チ千八百四十五年ニ於テ製定シタル銀
行條例ノ成果ハ毎年概シテ五月及チ十一月ニ於テ我合衆王國
ノ貿易ヲ妨害スルモノナルト又タ明コナリ
其故如何トナレバ其妨害スル程度ノ高ハ容易ニ之レヲ知ル能
ハストイヘ此畢竟其妨害アルハ蓋シサナシト為ザルベケレバ

一
二
三
四
五
六
七
八
九
十
十一
十二
十三
十四
十五

	三十二ヶ年
	100
一	104
二	107
三	95
四	96
五	99
六	98
七	99
八	90
九	98
十	05
十一	06
十二	06

一
二
三
四
五
六
七
八
九
十
十一
十二

三十二ヶ年	百	十	十
101	10	10	10
104	10	10	10
107	10	10	10
95	10	10	10
96	10	10	10
99	10	10	10
98	10	10	10
99	10	10	10
90	10	10	10
98	10	10	10
05	10	10	10
06	10	10	10
06	10	10	10

日 耳 曼 銀 行

		三十二年 ヲ平均シテ 即チ 四封度九 志ニ片ト スレハ	三十二年 志9	千八百七 十七年ヲ	千八百四 十六年ヨリ	三十二年 平均 百トスレバ
		封度4	志9	片2	100	
一	月	4	12	7	104	
二	月	4	5	11	97	
三	月	4	4	10	95	
四	月	4	5	3	96	
五	月	4	7	10	99	
六	月	4	7	5	98	
七	月	4	8	8	99	
八	月	4	6	11	97	
九	月	4	7	5	98	
十	月	4	14	1	105	
十一	月	4	14	5	106	
十二	月	4	14	5	106	

三十二年	平均
91	
90	
89	
80	
79	
89	
89	
89	
89	
80	
80	
80	

